

承認第3号

専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年6月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法（昭和22年年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

令和2年3月31日

南風原町長 赤 嶺 正 之

（専決処分した理由）

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第25号）が令和2年3月31日に公布された。この省令改正に伴い、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例についても同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分する。

南風原町条例第 18 号

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

南 風 原 町 長 赤 嶺 正 之

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり。

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成4年南風原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例 （地方活力向上地域における課税免除及び不均一課税） 第7条 町長は、地方活力向上地域において、地域再生法第5条第18項の規定により同条第15項の認定を受けた地域再生計画が公示された日（以下この条において「公示日」という。）から令和4年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域特別償却設備を新設し、又は増設した青色申告者等について、当該地方活力向上地域特別償却設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者には課税免除を、地域再生法第17条の2第1項第2号	南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例 （地方活力向上地域における課税免除及び不均一課税） 第7条 町長は、地方活力向上地域において、地域再生法第5条第18項の規定により同条第15項の認定を受けた地域再生計画が公示された日（以下この条において「公示日」という。）から令和2年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域特別償却設備を新設し、又は増設した青色申告者等について、当該地方活力向上地域特別償却設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者には課税免除を、地域再生法第17条の2第1項第2号

改正後	改正前
に掲げる事業を実施する者には次に掲げる表に定める税率により課税するものとする。	に掲げる事業を実施する者には次に掲げる表に定める税率により課税するものとする。